

令和8年6月4日

監 査 報 告 書

学校法人 産業能率大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 産業能率大学

常勤監事 比企 宏子

監 事 津川 哲郎

監 事 前原 浩郎

私たちは、私立学校法第52条第1項及び学校法人産業能率大学寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人産業能率大学の令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査しました。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは、本学校法人が定める監事監査規則及び監事監査計画書に従い、理事会及び評議員会に出席し、また、監事のうち常勤監事は、理事会及び評議員会に加えて常勤理事会に出席し、理事及び教職員（以下、理事等という）から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要書類の閲覧、理事等への質問を通して、業務運営（教学に関する業務を含む）、財産の状況及び理事の職務執行の状況を監査しました。

当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書の記載内容について監査を行い、特に、「内部統制システム」（理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令に定める体制）の整備についての理事会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知（私立学校法施行規則第37条）を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人産業能率大学の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- ③ 事業報告書に記載されている「内部統制システム」の整備についての理事会の決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要について、指摘すべき事項はありません。

（2）計算関係書類の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当と認めます。

（3）記載すべき重要な後発事象はありません。

以上